

[事案 28-97] 契約無効請求

・平成 28 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

電話による通信販売により無面接で終身保険を契約したが、積立型の保険に入りたかったとして、本件契約を無効とし、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 12 月に契約した終身保険について、自分は年金保険だと思って契約したものであり、終身保険を契約する意思はなかったのであるから、本件契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本件契約の締結に問題はなかったため、本件契約は有効であり、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件契約の契約手続きに不適切な点がなかったかなど、契約締結時の状況を把握するため申立人に対して事情聴取を行った。

なお、募集代理店の電話対応時の担当者は既に退職しており、事情聴取を実施することはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本件契約の内容を理解していなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。